

第5章 計画の推進体制等

1. 推進体制

本計画の内容を実現していくためには、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体、地場産業や農林水産業などの観光関連事業者、教育・研究機関等が本県観光の目指すべき将来像について理解を深め、それぞれの役割を果たしながら相互に連携して、各種施策に取り組んでいく必要があります。

県では、有識者や観光関係団体の代表者、市町村代表者等で構成される山梨県観光推進会議において、観光施策の進捗管理及び評価を行うとともに、国、市町村との連携強化を図りながら、県民、観光事業者、観光関係団体等と一体となった取り組みを進めます。

また、知事を本部長として各部局長で構成される「富士の国やまなし観光推進本部」を開催し、庁内の連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

一方、これまで（一社）八ヶ岳ツーリズムマネジメント、（一社）山中湖観光協会が、観光地域づくり法人（DMO）として登録されていましたが、近年、新たに甲府観光開発（株）や（株）ふじかわまちづくり公社が候補DMOとなるなど、地域一体となった観光地域づくりが県内各地で始動しています。また、新たなビジネスの創造に向け、事業者同士の連携も生まれています。こうした高付加価値化に向けた動きをさらに加速させるため、地域連携DMOである（公社）やまなし観光推進機構のバックアップ機能の強化を図ります。

2. 統計調査及びマーケティング

これまで観光に関しては、国の統一基準による統計調査等を実施し、統計の数値を施策に反映してきましたが、近年のICTの普及により、統計調査以外でも市場データの収集が可能になっており、また、それらの数値を使ったマーケティング等による戦略が望まれています。

そのため、施策の推進に当たり、必要が生じた場合には、適時統計調査を実施するとともに、旅行者の移動ルートなどのビッグデータ等の収集を行います。

3. PDCAサイクル

毎年度、各施策事業の実施状況や成果を把握するとともに、計画の目標の達成状況を確認し分析することにより、計画の進捗状況について評価します。

評価結果に基づき、山梨県観光推進会議の意見等を踏まえながら、取り組み内容の見直しを行い、施策事業の展開に反映していきます。

4. 財政上の措置

山梨県の観光振興に関する施策の実施を確実なものとするため、必要な財政上の措置を行うよう努めるとともに、施策に優先順位をつけるなど、その成果が県民等にわかりやすくなるよう、創意工夫に努めます。